

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

司法書士 尾方宏行

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い
(案)」についてのコメント

質問1～質問4

【意見】

報酬性はなく、この提案に同意しない。

【理由】

- ① 独立した第三者評価機関の評価に基づき、公正価値としての対価の実際の支払いこみを持って発行するものであり、報酬性はない。
- ② 公正価値での発行であるため、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」(改訂版)(平成28年5月20日公表)に「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とある。
- ③ 公正価値での発行であるため、付与対象者の税務について、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、給与所得ではないという扱いになっている。
- ④ 導入企業は一般的には持株会と同様の投資制度として活用しているとあり、その発行目的であれば企業会計基準適用指針第17号に合致しているため、その導入会社の発行目的を無視して基準を開発する理由が不明である。
- ⑤ 報酬としての性格を持つと考えられるとしたとの記載のある公開草案の第17～23項だが、特に17項(1)については、有償発行の本質を全く無視した論理展開となっており理解できない。
- ⑥ 公正価値での新株予約権への投資制度であるため、株価が下落する際など、当初の取得時に払い込んだ投資元本が毀損する可能性があるのが有償新株予約権であり、そもそも損失が発生する報酬制度は存在しない。
- ⑦ 未公開企業では、資本政策の手段や役職員向けのインセンティブプランとしても広く活用されている。本公開草案が未公開企業にもいても適用されることとなると、その活用も制限されることになるため、ベンチャー企業の育成・発展の阻害要因ともなる。

質問5

1. 平成29年6月15日に日本公認会計士協会が公表した本公開草案に関する意見には、「本公開草案が対象とする取引についても、未公開企業による特例の適用が認められる旨を明

記することが望ましい」と記載されている。そもそも今回は、会計基準自体の変更がないため、当然未公開企業による特例が継続的に認められるはずであるが、同協会の意見の中に「必ずしも明らかではない」との記載もあるため、念のため、同協会のこの意見に賛成するとともに、同様の提案をする。

② 勤務条件の取扱いについて、IFRS との GAAP 差が確実に生じることになっている。そもそも IFRS へのコンバージェンスが大前提にあるはずだが、なぜ、あえて GAAP 差を広げようとする形にしているのか、その必要性についての説明を明確にすべきである。

以上